

立花体育館使用案内

1 団体使用方法の変更について

【主な変更点（令和7年6月使用分から）】

- (1) 施設の予約・抽選申込みについては、全て墨田区公共施設利用システムで行います。
そのため、これまで毎月第1月曜日に立花体育館で実施していた抽選会は廃止となります。
- (2) 使用料の支払方法については、以下のいずれかの方法になります。
 - ①墨田区公共施設利用システム上のオンライン決済（クレジットカードのみ）
 - ②屋外体育施設管理事務所八広支所・錦糸支所での窓口払い（現金・クレジットカード・電子マネー・二次元コード）そのため、団体使用の使用料については、立花体育館窓口での支払いを廃止しますのでご注意ください。
- (3) 団体登録証を廃止し、新たに利用者番号を付与します。

2 墨田区公共施設利用システムについて

ご家庭のパソコンやスマートフォンから、インターネットを通じて墨田区立の屋外スポーツ施設への抽選申込み、空き状況の照会及び予約申込みができます。また、オンライン決済（クレジットカードのみ）による使用料の支払いが可能です。

また、施設に設置された利用者専用端末（KIOSK 端末）からも、抽選申込み、空き状況の照会、予約申込み及びオンライン決済がご利用いただけます。

なお、施設を使用するためには利用者登録が必要となります。



システムURL

墨田区役所ホームページ：トップページ＞施設情報＞墨田区公共施設利用システム
(https://www.city.sumida.lg.jp/sisetu_info/sisetuyoyaku.html)

【注意】

- ・インターネットカフェなど、不特定多数の方がご利用になる環境で、予約等でID、パスワードの入力を行った場合は、必ずシステム画面上の『ログアウトする』または『終了（ログアウト）』によりログアウトしてください。なりすまし等の不正アクセスの原因にもなりますので、ご注意ください。
- ・通信費は、利用者の負担となります。

●墨田区公共施設利用システムの利用方法

区内団体の方は、システムによる抽選申込みに参加できます。区外団体の方は、抽選申込みには参加できませんが、空き施設の申込みは可能です。

抽選に参加するための利用者登録
(区内団体)

・区外団体の方は抽選申込みができません。



抽選の申込み

毎月15日～25日(使用月の3か月前)



抽 選

毎月27日

※機械で抽選を行います。



抽選結果確認日

毎月1日から(1月は4日から)



当選確定の手続

毎月8日まで(1月は11日まで)

オンラインでの支払(推奨)

○当選発表後、1日～8日までに支払
(1月は4日から11日までに支払)

窓口での支払

○当選発表後、2日～8日までに支払
(1月は5日から11日までに支払)

※支払期間中に支払がない場合は、当選は自動的にキャンセルされます。

【今後の抽選会スケジュール】

令和7年6月使用分から、下記のスケジュールで抽選となります。

抽選月	抽選申込み	抽選結果確認日
6月使用分	3月15日から25日	4月1日
7月使用分	4月15日から25日	5月1日
8月使用分	5月15日から25日	6月1日

空き申込み開始日

毎月 2 日午前 9 時から（1 月は 5 日から）

空き申込みは、区外団体の方も申込みできます。空き施設の予約は先着順です。

※空き申込み開始日以降は、24 時間空き施設の照会・申込みが可能です。

※空き申込みのコマ数制限はありません。

より多くの皆さんがご使用できるよう、節度のあるご予約をお願いします。

※インターネットで予約できるのは、使用日の 4 日前までとなります。使用 3 日前からは、窓口（屋外体育施設管理事務所八広支所または錦糸支所）で直接お申込みください。

※使用の 7～4 日前の仮予約については、支払期間も申込日を含め 7～4 日間となります。

※仮予約のまま使用 2 日前にキャンセルとなった場合は、ペナルティポイントが付与されま
す。

オンラインでの支払（推奨）

○仮予約申込みの日から 8 日以内に支払

窓口での支払

○仮予約申込みの日から 8 日以内に支払

施設使用

使用日当日、スマートフォン等で「施設使用承認書」を係員にご提示のうえ、施設をご使用く
ださい。

使用 2 日前からはキャンセルによる使用料の返還はいたしません。

●抽選可能コマ数

立花体育館	1 日最大	1 か月	土日祝日
抽選申込制限	2 コマ	1 2 コマ	6 コマ
当選制限	2 コマ	8 コマ	4 コマ

●使用料の支払

支払期間は申込日を含め 8 日間です。

使用日直前の申込みの支払期間は使用日前日までとなります。

●インターネットで予約を行った場合の支払について

(1) 窓口での支払を選択した場合

屋外体育施設管理事務所八広支所または錦糸支所の窓口にお越しいただき、使用料を現金もしくは、キャッシュレス決済（クレジットカード決済・電子マネー決済・二次元コード決済）でお支払いください。その際、窓口を設置している立花体育館使用申請書をご記入いただくか、HP からダウンロードいただき、ご記入のうえご持参ください。

(<https://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/sports/shisetsu-info/riyouannai.html>)



- (2) オンライン決済を選択した場合（クレジットカードのみ）
システムからオンライン決済の手続きを進めてください。まとめてのお支払いができませんので、複数予約がある場合は、1件ずつお支払いをお願いします。
- (3) (1)(2)のいずれかで支払いが完了しましたら、システムから使用承認書がPDFで確認できます。使用日当日に使用承認書をご提示ください。

●空き施設の予約

- (1) 空き状況の照会
インターネット又は施設窓口の利用者専用端末で、使用したい施設の空き状況の照会をしてください。
- (2) 予約申込み
インターネットで予約申込みする場合は、画面の指示に従って予約申込みをしてください。施設の窓口で予約する場合は、利用者専用端末（KIOSK 端末）をご利用ください。
- (3) 使用申請手続（施設使用料の支払）
施設使用料の支払が完了するまでは予約は「仮予約」となります。窓口払いまたはオンライン決済により、施設使用料の支払いを行ってください。窓口で支払う場合は、窓口を設置している立花体育館使用申請書をご記入いただくか、HPからダウンロードいただき、ご記入のうえご持参ください。
また、予約申込みをした日を含め8日以内もしくは使用日前日までに支払いを行わないと、予約は取り消されますので、ご注意ください。
支払いが完了すると使用申請手続が完了したことになります。システムの予約確認画面で「使用承認書」が確認できます。使用日当日、使用承認書をご提示ください（紙での提出は不要）。

●支払期限を過ぎた場合の取扱い

仮予約のまま支払期限を過ぎた場合、自動的にキャンセル扱いとなります。
ただし、使用日の直前キャンセル扱いとなる期間（P5「キャンセルによるペナルティ」参照）については、ペナルティポイントがつきますので、施設を使用しなくなった場合は、早めのキャンセル手続をお願いします。

●還付・変更の手続

施設の緊急工事等で施設を使用できなかった場合は、屋外体育施設管理事務所八広支所または錦糸支所にて、還付・使用日変更を受け付けます。

施設使用取消しの場合の還付額：全額返金（使用日の3日前まで）

予約の取消については、使用日3日前までは利用者画面からのキャンセルが可能です。

- (1) 窓口でお支払いした場合は窓口で還付申請を行ってください。その際、窓口
に設置している立花体育館使用料返還請求書をご記入いただくか、HPからダ
ウンロードいただき、ご記入のうえご持参ください。



(<https://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/sports/shisetsu-info/riyouannai.html>)

- (2) オンライン決済でお支払いした場合は、利用者画面より還付申請手続きを行ってくだ
さい。オンライン決済でお支払いした場合の還付は、オンラインでの還付となります。
なお、オンラインで還付できる期限は、使用料を支払った日から180日以内となりま
す。それ以降は、窓口での還付申請を行ってください。

※電話でのキャンセル、使用日変更は承っておりません。

※使用日から5年が経過した場合、還付できません。

窓口還付時の持ち物

- ・予約者本人の印鑑
- ・(予約者本人が還付を受け、押印に代わりサインする場合のみ) 予約者本人が確認できる身
分証明書

●キャンセルによるペナルティ

施設を使用しなくなった場合は、早めのキャンセル手続きをお願いします。

直前キャンセル、当日キャンセルは、ペナルティ対象となり、ペナルティポイントがつきます。
ペナルティポイントを課せられた日から遡って2年間に、課せられているペナルティポイン
トの累計が6ポイント以上になったとき、その翌日から起算して6か月間抽選申込み、イン
ターネットによる施設の使用申込みができなくなります。

取消しの際のペナルティ：2ポイント（使用2日前～当日）

※仮予約でキャンセルした場合のみペナルティがつきます。

※ペナルティが6ポイントになると6か月間抽選申込み、インターネットによる施設の使用
申込みができなくなります。

●施設を使用する際の注意事項

- ・営利目的の使用は禁止です。発覚した際には、使用承認を取り消す場合があります。
- ・施設の緊急工事などのため、施設の使用ができない場合があります。
- ・「施設使用承認書」は、使用日当日必ず係員に提示してください。
- ・「施設使用承認書」は、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。
- ・施設の使用については、係員の指示に従ってください。
- ・用具の貸出しはありません。各自ご用意ください。
- ・準備と後片付けに要する時間は使用承認時間に含まれています。時間内に必ず後片付けが終
わるようにしてください。
- ・施設を使用することにより起こした事故についての責任は負いかねます。予め、スポーツ保
険などの傷害保険に加入しておくことをお勧めします。
- ・施設を使用することにより起こした施設内外の事故に関する損害等については、施設使用者
の負担により、責任をもって対処してください。なお、第三者がいる場合など、当事者間
での解決が困難な場合は、区から施設使用者に対して、しかるべき対応をお願いすることがあ
ります。

《 お願い 》

- ・みなさんが公平にご利用いただけるように施設の適正な利用をお願いします。特に、施設の有効活用の観点から、施設を利用しないことが確実となった場合は、早めのキャンセル手続をお願いします。

立花体育館 支払い等取扱い施設一覧

No.	受付窓口	電話番号	所在地	受付時間 (午前9時から)	休館日 (年末年始は全施設休館)
1	屋外体育施設管理事務所 八広支所	3616-8601	八広6-35-1	午後9時まで ※午後8時30分最終受付	
2	屋外体育施設管理事務所 錦糸支所	5619-4033	錦糸4-15-1	午後9時まで ※午後8時30分最終受付	

※閉館間際の受付は、閉館準備のため、手続きに時間がかかる場合がありますのでご注意ください。

KIOSK端末設置施設

上記2施設のほかに、下記の施設にもKIOSK端末の設置があります。下記施設では、立花体育館の支払い等の取扱いはできませんので、KIOSK端末から使用料の支払いや予約の申込みをお願いします。

No.	受付窓口	電話番号	所在地	受付時間 (午前9時から)	休館日 (年末年始は全施設休館)
1	スポーツプラザ梅若	5630-8880	墨田1-4-4	午後9時まで ※日曜・祝日は午後8時	第3火曜日 (祝日のときは直後の祝日でない日)
2	両国屋内プール	5610-0050	横網1-8-1	午後9時まで ※日曜・祝日は午後8時	毎週火曜日 (祝日のときは直後の祝日でない日)
3	フクシ・エンタープライズ墨田フールド(墨田区総合運動場)	3611-9070	堤通2-11-1	午後9時まで	第2火曜日 (祝日のときは直後の祝日でない日)
4	みどりコミュニティセンター	5600-5811	緑3-7-3	午後8時まで	第3月曜日 (祝日のときは直後の祝日でない日)
5	曳舟文化センター	3616-3951	京島1-38-11	午後8時まで	
6	すみだ生涯学習センター	5247-2001	東向島2-38-7	午後8時まで	第4月曜日 (祝日のときは直後の祝日でない日)
7	すみだ産業会館	3635-4351	江東橋3-9-10 (丸井共同開発ビル9階)	午後8時まで	
8	すみだリバーサイドホール	5608-6430	吾妻橋1-23-20 (墨田区役所1階)	午後7時まで	
9	すみだ共生社会推進センター	5608-1771	押上2-12-7-111	午後8時まで ※日曜・祝日は午後5時	
10	社会福祉会館	3619-1051	東墨田2-7-1	午後8時まで ※日曜は午後5時	第3月曜日・祝日